

第3回山梨市下水道事業審議会議事概要

日 時 平成29年8月29日 13:00～15:00

場 所 山梨市役所 203会議室

1. 開会

2. 議事 [出席委員：10名 事務局：下水道課長以下3名]

(1) 前回審議会経過について

事務局説明

議事 ①前回の審議内容について

前回議事録を参照し、内容確認。

～～上記議事に対して審議委員からの質問・意見なし。～～

補足説明

- 「どれ程一般財源を使ってしまうことになるのか？」

基準内一般会計繰入金（一般会計から繰り入れてもよい金額）は、この5年間3億円台の繰入で、市税収入に対しての基準内繰入額の割合は8～9%代となっている。

基準外一般会計繰入金は、（平成26年度を除き）1億5千万円前後の繰入となっており、市税収入に対しての基準外繰入額の割合は3～4%代となっている。

市税収入は、39億円台となっている。

- 「近隣市の料金改定状況について」

【甲州市】

繰入金が年々増加し、一般会計を圧迫し他の事業運営に支障をきたしかねないので、繰入金の削減が必要と判断し、平成27年7月に平成17年以降はじめての料金改定を行った。ただし、急激な値上げは市民や事業所等への影響が大きいため段階的に改定していくこととした。今後は平成30年、33年に料金改定を予定。

【笛吹市】

下水道事業は基準外繰入が非常に多く、経費回収率も低く、一般会計を圧迫していたため、10年以上前から健全化への検討をしてきた。平成25年に料金改定について審議会へ提案をしたが、現状据置で3年後に検討との回答だったため、平成22年4月の改定を最後に現在に至る。今後の改定は未定。

⇒ 両市とも基準外繰入額が一般会計をかなり圧迫していることが読みとれる。下水道料金も上記の理由のため、山梨市より低い状態である。

- 前回の審議会で水洗化率100%となった場合の収入についての説明

前回の説明で、水洗化率 100%となった場合、新料金体系案だと約 5,000 万円の収入増と説明した。だが、支出の増（処理費用）を約 2,500 万円と想定でき、差額で約 2,500 万円の収入増と算定できます。（※現在の料金体系だと約 2,100 万円の収入増。）

- 水洗化率・有収率の想定値で計算した場合の説明

実施：充当率 23.2% 基準外繰入率 76.8%〈平成 28 年度〉

水洗化率を計画値+10%とした場合：充当率 35.1% 基準外繰入率 64.9%

水洗化率 95%かつ有収率計画値+5%とした場合：充当率 43.7% 基準外繰入率 56.3%

- 平成 36 年度の料金改定について

平成 33 年度時点で水洗化率 95%であり、有収率 95%で仮定算定すると料金改定を平成 30 年度に 143 円、平成 33 年度に 171 円で行うと、実施充当率は（使用料徴収対象範囲の 40%のうちの）95%と想定でき、平成 36 年度の料金改定は不要となる。しかしながら、現状と乖離した^{かいり}%設定である。

事務局説明（前回の議題について再度説明）

議事 ②料金改定（案）について

【A 平均使用料改定率 10%】4,988 円（2 ヶ月・40 m³）

平成 36 年度での健全化を目標とし、単価 143 円（税抜）を採用した場合。

【B 平均使用料改定率 20%】5,852 円（2 ヶ月・40 m³）

経営計画に基づき平成 33 年度での健全化を目標とし、単価 156 円（税抜）を採用した場合。

県内 13 市町村の下水道料金を比較した資料を用いて説明。（40 m³/2 ヶ月、税込の場合）山梨市は、現行料金では 4,730 円であり、県内で高い方から 5 番目となっている。経営計画どおりの改定（改定案 B）を行うと 5,852 円という県内で最も高い料金となり、市民生活、工場誘致等に悪影響を及ぼしかねない。また、高料金は加入促進の弊害となる。そこで、こうした状況と有収率の向上という喫緊の課題も鑑み、標準家庭の使用料金額を 2,500 円/月未満に抑え、改定率 10%アップを基本とする改定案 A を提案した。使用料改定率を 10%とした改定案 A 場合は 4,988 円となり、県内で高い方から 3 番目となる。

（議長） 前回は料金改定の必要性の根拠を説明していただきました。今回は、現状及びこの改定案についてご意見ご質問があればいかが입니다。

（委員） 問題は、利用者に値上げを一方向的に押しつけるような形になることです。下

水道事業にかかる人件費等の経費については示されていない。その経費をどのように圧縮しているか、あるいはどのような削減の努力をしているのですか。これまでの説明の中で、経費の削減について触れられていない。市にも経費削減の努力を示してもらって、利用者にも値上げを納得してもらわなければならないだろうか。

(委 員) 基本的には事務局が検討していることには賛成だが、料金の値上げについて理解をしてもらうのは難しい。理解を得るためのデータは結構出してもらっているが、市民はデータを見ていない人も多いという状況で理解を得られるようにしなければならない。

事務局へ質問するが、庁内会議等で下水道料金の問題について意見を募ったりしているのか。

(事 務 局) 全体の課長会議ではないが、主要事業に関わる会議等では値上げの問題等話しています。

(委 員) 財政課には話はしているのか。一般会計の繰入をする時など。

(事 務 局) 財政課に話はしています。ただ単に値上げをするのではなく、経営計画を策定した上で計画的に適正な料金にしてほしいと指導されています。

(議 長) 資本費を一般財源から充てている部分があると思うが、それを修正しているのか。資料を見ると、当初から一般財源や補助金をあてにしているようにうかがえるが。

(事 務 局) 初めから高い料金設定だと加入者が増えないため、一般会計でかなりの負担をしてもらい、ずっとそのままの状態でしたというのが現状です。

(議 長) 基本的には料金を値上げしていかないと、事業が本来の姿で成り立たないということですね。

(委 員) 値上げをしないといけない環境にあるのはわかるが、事務局側の表現の仕方が一方的なように思える。そういった点を加味しながら、説明をしていただければと思います。

(事 務 局) 歳入の問題だけではなくて、歳出の削減をしっかりと行いその説明をしていくべきだということですね。わかりました。

(委 員) 基本的に値上げには賛成の意見だが、市民に説明ができるような形で賛成をしたい。

(議 長) 下水道は公共施設ですから一般財源で補うのは当然だが、公営事業で行う場合、独立採算で経営をしていかなければならないので利用者負担をしても必要がある。ですので、皆さんに納得して支払ってもらえる土壌をつくらなければならない。前回も、委員から値上げの説明についての改善の指摘をいただいていますから、その点を改善して値上げの提案をしてもらいたい

と思います。

(委員) 「①前回の審議内容について」の補足説明で、有収率 95%の場合を例示していたが現実的にはわからない数値ですよ。有収率が 95%に達する裏付けがないのに示されても信憑性がないのでは。また、先ほど発言があったが、事業経費は基本的に年々増加していくものだと思うが、その事業経費の増加も見込んだ数値だと思っていいいのでしょうか。

(事務局) そうです。人件費等の増加を見込んだものです。

(委員) 先程の発言は、その増加分も含めて、下水道課の努力によって改善する点がないかということだと思います。その点の説明を市民にできるようにしてほしい。その目標を提示したほうがいいと思います。

(委員) 経費削減の努力をしていることをアピールしてもらえば、委員としても市民に説明がしやすいと思います。

(委員) 市民も健全な経営が必要なのはわかるが、下水道料金の値上げがあると家庭の生活にかかる別の費用を削らなくてはならなくなる。ですので、値上げをしなくてはならない理由を、市民が納得できるように丁寧に説明してほしい。

(議長) 委員の皆さんがおっしゃったのは、①どのような状況でどれほど努力したけども、客観的にも値上げをしなければ苦しい状況であるということが伝わるようにしてほしいということ、②やれることはやっている（経費削減、不明水対策等）状態を示してほしいということです。

前回は話に出たが、かかる経費は決まっているが見直してみると不明水等の無駄な部分があるので、この部分を抑える努力をしていこうという話がありました。また、今回は組織的な経費の部分も抑えて経営努力をしようという話も出ました。そして、現状で値上げをせずにいくと一般の税金から払っていくことになりますので、利用者が応分の負担をしてくださいというような説明になってくると思います。

そこで、A 改定案で値上げをした場合の見通しを聞かせてほしいのですが。

(事務局) 健全化の目標である私費負担 40%へ到達するには、現在の 130 円（税抜）から 171 円ほどまでに上げなければなりません。もちろん、限界はありますが人件費等の一般管理費の節約の努力はしていきます。

(議長) 一般会計から繰入れるデメリットを回避するためにも、事業の健全化に向けて経営側も市民も努力していかなければならない。無駄がないよう（有収率の面など）常に努力している状態で料金改定を行うように。

(委員) 事務局が出したデータは市民にはわかりづらいかもしれない。難しいかもしれないが、健全化の指標をつくるとわかりやすくなるかもしれない。

- (事務局) 私費負担 40%で賄えない部分は一般会計から基準外繰入をするのですが、純利益が上がれば一般会計からの繰入が減るので、その削減できた部分は福祉、環境、土木など別の部分で使えるお金になると思います。
- (議長) 審議会の開催にあたり、地方財政法第六条を調べたが、「公営企業性質上効率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難である経費を除き」私費で払うようにという内容だった。このシステムそのものが利用者負担をはじめから定めていて、利用者負担の枠組みはその時々を経営状況で基準が変化してしまうように読める。利用者負担があまりにも大きいと誰も使用しないので、一般会計から繰入れながら徐々に利用者を増やしていくということだと私は理解しました。ですので、料金の値上げは無理があるように思う。無理があるがやらなくてはいけないのか?と思うのですが。
- (委員) 下水道事業に無理がある環境だが、水路がきれいになったのは下水道の普及による影響が大きい。しかし、これから市民の生活インフラを良くしていくには、下水道へ一般会計からあまり繰入れないような形が山梨市全体として良い環境になるかと思う。これまでの値上げに関する説明が回りくどかったということであれば、現状の説明をわかりやすくして市民の理解を得られるようにした上で、答申案に組み入れたらいいと思います。
- (委員) 上下水道料金の値上げについては、企業・工場誘致において他市町村との比較されるポイントでもある。現在も、県内で高い方から 5 番目だということで懸念しているところです。あまり料金が高すぎると加入率の心配があるので、事務局が言ったように段階的に値上げを行う目標をつくるのはいいのですが、高すぎる料金目標は現実はどうなのかな、という懸念もあります。
- (議長) 公営企業が利用者負担をある割合で定めているけれど、それが適切かどうか正直わからないところがある。委員が心配しているのは、近隣市と比べて 1,000 円近く (40 m³/2 ヶ月) も料金が高くなるのはどのように理解して説明したらよいかということ。
- (事務局) 笛吹市は合併した際に、御坂町、石和町、一宮町などの料金の統一からはじめたため、その上さらに値上げをすることは難しく現在に至っていると聞いています。甲州市は、平成 27 年度に値上げを行い、来年度審議会を開くようです。また、元利償還が多大になってしまったために、料金改定前は事業をだいたい凍結していたようです。
- (委員) 高齢化が進んでいるが、値上げをして高齢者が料金を払うことができるのか。先ほど発言があったが、庁内で値上げに関する話し合いをしているのか。それぞれの課でそれぞれ値上げを行うとすべての公共料金が値上がりしてしまう。庁内で連携をとって話し合いをしてバランスをとるようにしてほしい。

また健全化に長期間をかけてもいいから、なるべく市民に負担をかけないようにした方がいいと思う。

(議長) 今年度の審議会は、平成 23 年度策定の経営計画に基づいて行っているものですね。計画の予定だと平成 33 年度が最終年度だけど、事務局側の A 改定案は、経営計画を 36 年度に伸ばして、今度の料金上昇率を下げようという提案ですね。先ほどからの話をまとめると、値上げの必要性は理解してもらえらると思うけれど、料金が高いというイメージをどうにかできないかということだと思います。

(事務局) 山梨県内の他市町村の下水道料金はかなり安価です。全国でみた場合、(山梨市と同様の規模の処理区域内人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村の) 平均は、5,636 円 (40 m³/2 ヶ月) です。

生活していく上で、水を使うこと、流すことは当然のことなので意識はしづらいですが、必要な経費と考えてくれればと思います。

(議長) 公共のサービスを受けるという意識ですね。下水道は自分自身にダイレクトに影響するものではなく、生活する地域の人々、周囲の環境に影響して行くものだという感覚を市民に持ってもらうなくてはいけないと。

あとは、市の一般財源から繰出してもらえるかどうかという問題だと思います。これから福祉などの費用が多くかかってくるでしょうから、繰出しも難しくなると思います。

(事務局) 財政破綻した夕張市の例をみますと、上下水道料金が安く、一般会計からかなり繰入を行っていたために、福祉等で使う財源がなくなってしまったという状態になったということです。そこで、料金の値上げをするよう指導が入ったものの、それによりさらに人口減少してしまう悪循環に陥ってしまったらしいです。

(委員) 料金の値上げは賛成だが、支払いが厳しい人に補助をするなど考えてほしい。

(議長) 前回の審議会では、経費削減や普及率の向上といった話が出ました。それによって、実質的な負担額が減るのではないかという意見でしたね。それにあわせて今回の審議会では、組織としての経費削減について、経営の効率化について話が出ました。そして、経営計画が平成 33 年度までの目標から 36 年度へ延びたことがポイントです。ただ、36 年度までに数値的に有収率が何%上がる等、確定していないので、36 年度に何円値上げするということが想定としてしか言えません。ですが、経営計画の期間を一度延ばしたことにより、値上げ率を見直すチャンスが増えましたので、その点は事務局の改定案を評価したい。

私たちは専門家ではないので、自分たちで練り上げたものではなく、提示された改定案に対して意見を出すような形でしたが、この意見が市民の意見の集約かもしれない。これらの意見を加味した形で、答申を出すのが良いと思います。

委員の皆さんも値上げについては、段階的に値上げをしていくということで理解したかと思いますが、異議はあるでしょうか。値上げについて異議がないようでしたら、A改定案をベースに審議会で出た意見を盛り込んで答申案を作成してもらうような形でいいでしょうか。

(委員) はい。

(事務局) わかりました。

議事 ③次回日程について

(事務局) 次回は9月28日(木)午後1時30分からでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(議長) それでは、その日程でお願いします。次回は事務局作成の答申案について審議します。

閉会

閉会后、峡東浄化センターを視察。

【視察委員 5名】